

# 名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「実施基準」という。）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の趣旨に基づき、名古屋芸術本学（以下「本学」という。）における研究費の管理及び監査並びに研究活動における不正行為への対応等に関し必要な事項を定めることにより、本学における研究活動上の不正行為の防止並びに研究費等の適正な運営及び管理の確保を図るとともに、研究活動の不正行為に対応するための適切な体制を整備することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- (2) 研究費 個人研究費、研究助成費及び受託研究費並びに競争的資金等その他の研究資金をいう。
- (3) 競争的資金等 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (4) 不正行為 次のアからエまでに掲げる行為をいう。
  - ア 特定不正行為
  - イ 研究費の不正使用
  - ウ ア及びイに掲げる行為に関する証拠を隠滅、偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用する行為
  - エ アからウまでに掲げる行為以外の研究活動上の不正な行為であって、二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップその他の研究慣習上研究者倫理に反する行為に当たるとされている行為及び社会通念に照らし研究者倫理に著しく反するとされている行為
- (5) 特定不正行為 故意又は研究者として認識すべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- (6) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (7) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (8) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (9) 研究費の不正使用 故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (10) 研究者等 本学に所属する研究者、事務職員及び技術職員その他研究活動又は研究費の運営及び管理に関与する全ての者（非常勤職員及び学生を含む。）をいう。
- (11) 研究機関 競争的研究費等の配分を受ける全ての機関（本学、高等専門学校、本学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等）をいう。
- (12) 配分機関 研究機関に対して競争的研究費等を配分する機関（文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人）をいう。
- (13) 監事 学校法人名古屋自由学院の監事をいう。
- (14) コンプライアンス教育 不正行為を事前に防止するために、本学が全ての研究者等に対し、自分が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (15) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が全ての研究者等に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。
- (16) 研究倫理教育 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、本学が全ての研究者等に対し、研究者等に求められる倫理規範等（研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範や、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を含む。）を研究者等に修得・習熟させ、研究者倫理を向上させることを目的として実施する教育をいう。

## (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充て、その職名を公開する。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者が責任を持って研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為を防止することができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、常任理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めるものとする。

5 最高管理責任者は、不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、研究者等の意識の向上と浸透を図るものとする。

6 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行うものとする。

7 最高管理責任者は、前項の規定による基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、研究者等の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、本学として不正を起こさせないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基づき方針を見直し、その実効性を確保するよう努めるものとする。

8 前項の目的を達するため、最高管理責任者は、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的資金等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成するものとする。

9 本学が間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、不正が発生した学部等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない学部等や研究者等の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、最高管理責任者は、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払わなければならない。

(総括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、総括管理責任者を置き、各副学長をもって充て、その職名を公開する。

2 総括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告しなければならない。

3 総括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動等を通じて研究者等の意識の向上と浸透を促し、前項の規定による不正防止計画の策定に加え、競争的研究費等の運営・管理に関わる研究者等を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な計画を策定・実施するものとする。

4 総括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者が行う学部等における対策の実施及び実施状況の確認を管理監督するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

5 総括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者が行う学部の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての研究者等に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況を管理監督しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 学部等における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、次の各号に掲げる者をもって充て、その職名を公開する。この場合において、次の各号に掲げる者の所掌に属する学部等は、当該各号に定めるところによる。

(1) 芸術学部長 芸術学部並びに本学院音楽研究科、美術研究科及びデザイン研究科

(2) 教育学部長 教育学部及び本学院人間発達学研究科

2 コンプライアンス推進責任者は、総括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況

を総括管理責任者に報告すること。

- (2) 不正防止を図るため、自己の所掌に属する学部等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。
  - (3) 自己の管理監督又は指導する学部等において、定期的に啓発活動を実施すること。
  - (4) 自己の管理監督又は指導する学部等において、研究者等が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、本学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

#### (コンプライアンス推進副責任者)

第7条 最高管理責任者は、コンプライアンス推進副責任者の役割の実効性を確保する観点から、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するために必要と認めるときは、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定によりコンプライアンス推進副責任者を置く場合は、その責任の範囲が曖昧にならないよう、明確に定め、職名を公開する。
- 3 最高管理責任者は、競争的研究費等の管理・執行に関しては、事務部門にもコンプライアンス推進副責任者を任命するなど、コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築するよう努めなければならない。

#### (研究倫理教育責任者)

第8条 学部等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を有する者として、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 第7条の規定は、研究倫理教育責任者について準用する。この場合において、同項中「コンプライアンス推進責任者」とあるのは「研究倫理教育責任者」と読み替えるものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること。
  - (2) 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、本学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進すること。

#### (監事)

第9条 学校法人名古屋自由学院監事（以下「監事」という。）は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、本学全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

- 2 監事は、特に、総括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。
- 3 監事が前2項の規定によるその役割を十分に果たせるよう、内部監査部門、不正防止計画推進部署及び他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行うものとする。
- 4 監事は、第1項及び第2項の規定により確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べなければならない。

#### (最高管理責任者の責務)

第10条 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

- 2 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対する行動規範を策定するものとする。
- 3 行動規範の内容は、不正防止対策の基本方針における考え方を反映させたものとする。この場合において、行動規範には、研究者等の意識の向上と浸透のため、個々の事象への対応ではなく、研究者等としての取り組みの指針を明記し、コンプライアンス教育の中で周知徹底するものとする。

#### (ルールの明確化・統一化)

第11条 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、本学としてルールの統一を図るとともに、ルールの解釈についても学部等間で統一的運用を図るものとする。
- 3 最高管理責任者は、ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者等に

分かりやすい形で周知するものとする。

- 4 最高管理責任者は、研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても、ルールの周知を徹底するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本学のルール策定に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとなるよう配慮しなければならない。
- 6 ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから認めないものとする。ただし、やむを得ず認める必要がある場合は、学長室会議の議を経て、例外的処理を明確化して行うものとする。その場合には、例外的処理を認めたケースの事例集を作成して周知するなど、実務が散漫にならないよう努めなければならない。
- 7 最高管理責任者は、ルールの周知に当たっては、研究者等の職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努めるものとする。

#### (職務権限の明確化)

第12条 不正を防止するためには、研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要であることを考慮し、最高管理責任者は、研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、学長室会議の議を経て、明確に定めることにより、理解の共有を図らなければならない。

- 2 最高管理責任者は、業務分担の実態と職務分掌規程との間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定めなければならない。この場合において、業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改正されないまま実態と乖離し責任の所在が曖昧になっていないかという観点から、必要に応じて適切に見直すものとする。
- 3 最高管理責任者は、各段階の関係者の職務権限を明確化するとともに、職務権限に応じた明確な決裁手続を定めなければならない。この場合において、決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう簡素化するとともに、決裁者の人数を少人数とするよう努めるものとする。
- 4 最高管理責任者は、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任を明確化し、研究者にあらかじめ周知するよう必要な措置を行わなければならない。

#### (コンプライアンス教育・啓発活動の実施)

第13条 コンプライアンス推進責任者は、総括管理責任者が策定する実施計画に基づき、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等を対象としたコンプライアンス教育を実施するものとする。

- 2 コンプライアンス教育の内容は、研究者等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行うものとする。
- 3 コンプライアンス教育の実施に際しては、一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握するものとする。
- 4 研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対して、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、受講の機会等に誓約書等の提出を求めるものとする。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、総括管理責任者が策定する実施計画に基づき、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施するものとする。

#### (コンプライアンス教育及び啓発活動の関係)

第14条 コンプライアンス教育と啓発活動は、相互に補完する形で実施されなければならない。

- 2 コンプライアンス教育と啓発活動は、日常的な取り組みやモニタリング等の活動と複合的に実施するものとする。

#### (コンプライアンス教育の実施)

第15条 コンプライアンス教育は、不正防止対策の理解の促進を目的として、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等を対象とした説明会又はe-learning等の形式により実施し、受講状況及び理解度を把握するものとする。

- 2 コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の学院の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関（競争的資金等を配分する機関（文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人を含む。）をいう。）における申請等資格の制限、競争的資金等の返還等の措置、本学における不正対策等について説明するとともに、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や本学の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明し、自らの過去の不正について本学に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮される場合もあることなどを説明するものとする。

- 3 コンプライアンス教育は、責任者、研究者、事務職員等の職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切な内容により実施するものとする。コンプライアンス推進責任者は、その内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底するよう努めるものとする。この場合において、事務職員に対しては、公的資金の適正な執行を確保できるよう専門的能力（業務に関する知識・能力）を向上させるとともに、研究活動の特性を十分理解しつつ、研究者が研究を遂行するために適切かつ効率的な事務を担う立場にあるとの意識を浸透させるものとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、受講機会の確保を目的として複数回の説明会を開催し、オンラインによる開催、本学のe-learningを随時活用するなど、コンプライアンス教育が実効性のある取り組みとなるよう努めなければならない。

#### (啓発活動の実施)

- 第16条 啓発活動は、コンプライアンス教育の内容を踏まえて意識の向上と浸透を図ることを目的とし、本学の全ての研究者等に対して、不正防止に向けた意識付けを広く頻繁に繰り返し行うものとする。
- 2 啓発活動は、役員から現場の研究者等に至るまで、研究者等の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさない組織風土を形成することを目的として、実施計画に基づいて実施するものであり、コンプライアンス教育と併用・補完することにより、本学全体での取り組みについて、その実効性を高めるものとする。
  - 3 啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案を含む。）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものとし、最高管理責任者が研究者等の意識向上を促進させる取り組みを実施するなど、不正を起こさせない組織風土の形成を図るものとし、隨時柔軟に見直しながら実施しなければならない。
  - 4 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成を図るため、全ての研究者等に対し継続的に実施するものとする。この場合において、啓発活動は、学長室会議、教授会等の既存の会議を活用するほか、メーリングリストの活用やポスターの掲示等により、全ての研究者等に周知徹底するとともに、原則として4半期に1回、定期的に実施するものとする。
  - 5 啓発活動は、研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても実施するものとする。

#### (誓約書)

- 第17条 研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等は、誓約書（別紙様式1）を最高管理責任者に提出しなければならない。誓約書には、当該誓約書を提出する研究者等の署名を必要とする。
- 2 前項の誓約書の提出は、研究費の申請要件とし、誓約書を提出していない研究者等は、研究費の運営・管理に関与することができない。

#### (防止計画推進部署)

- 第18条 本学に、最高管理責任者の直属の組織として、本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。
- 2 防止計画推進部署は、学院の職員のうちから最高管理責任者が指名する者で組織する。
  - 3 最高管理責任者は、前項の規定により指名する者には、研究経験を有する者を含めるものとする。
  - 4 防止計画推進部署は、総括管理責任者がその役割を果たす上での実働部門として、総括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認するものとする。
  - 5 防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について、意見交換を行う機会を設けるものとする。

#### (不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定)

- 第19条 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理し評価するものとする。
- 2 前項の整理及び評価に当たっては、複数の要因が関わる可能性があることに留意するとともに、本学全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させることにより自発的な改善の取り組みを促すものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項について特に留意するものとする。
    - (1) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など。）の有無
    - (2) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確であることの有無
    - (3) 予算執行の特定の時期への偏りの有無
    - (4) 業者に対する未払い問題の発生の有無
    - (5) 研究費が集中又は大型の研究費を獲得した学部等・研究室の有無
    - (6) 取引きに対するチェック（事務部門の取引記録の管理、業者の選定・情報の管理を含む。）が不十分

であることの有無

- (7) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りの有無
  - (8) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分であることの有無
  - (9) 検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など)の有無
  - (10) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用の有無
  - (11) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せであることの有無
  - (12) 出張の事実確認等が行える手続きが不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)であることの有無
  - (13) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など)の有無
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、本学の実態に即した特有のリスクの有無
- 3 総括管理責任者及び防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定するものとする。
- 4 不正防止計画の策定に当たっては、第1項の整理及び評価により把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて隨時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。
- 5 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、内部監査を含むモニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うものとする。
- 6 総括管理責任者及び防止計画推進部署は、不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討するものとする。

#### (不正防止計画の実施)

第20条 学部等は、本学全体で不正が発生するようないように、防止計画推進部署と協力するとともに、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

- 2 総括管理責任者は、不正防止計画への取り組みに学部等の対応に差がないように本学全体の観点からのモニタリングを行うものとする。

#### (研究費の適正な運営・管理活動)

第21条 最高管理責任者は、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認するものとする。この場合において、予算執行が当初計画に比較して著しく遅延している場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善を求めるものとする。

- 2 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務部門は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求めるものとする。
- 3 予算の執行に際しては、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようするものとする。
- 4 不正な取引は、研究者等と業者の関係が緊密な状況で発生することが想定されることを考慮し、最高管理責任者は、癒着を防止するために必要な対策を講じなければならない。
- 5 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を大学として定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底するとともに、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、業者に対し、誓約書等の提出を求めるものとする。この場合において、当該誓約書等に盛り込むべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
  - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
  - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
  - (4) 研究者等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 6 最高管理責任者は、取引業者が過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し取引停止期間を減免することなどを含め、処分方針の周知徹底を図るものとする。
- 7 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用するものとする。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上

- で運用するものとする。この場合において、当該研究者は、第12条に規定する権限と責任について、あらかじめ把握するとともに、これらについて十分に理解していなければならない。
- 8 物品等に関し、発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施しなければならない。
- 9 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、実効性のある明確なルールを定めた上で運用するものとする。
- 10 換金性の高い物品については、これを適切に管理しなければならない。
- 11 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮するものとする。この場合において、第7項ただし書の場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証（是正指導）するとともに、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。
- 12 過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた場合には、これらを防止するための具体的な対策（業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など）を講じなければならない。
- 13 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行うものとする。
- 14 第7項ただし書の場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、本学として可能な限り統一を図るものとする。
- 15 納入された物品の検収に当たっては、発注書又は契約書その他の発注内容を確認することができる資料（以下「発注資料」という。）と納入された物品の現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認するものとする。この場合において、検収担当部署は、発注資料及び納品伝票を当該年度の末日から起算して7年保存しなければならない。
- 16 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅延する場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行うものとする。この場合において、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底するものとする。
- 17 第9項の特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックするものとする。この場合において、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行わなければならない。
- 18 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、原則として、事務部門が実施するものとする。この場合において、事務部門は、非常勤雇用者に対して、採用時及び定期的に面談、勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行わなければならない。
- 19 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理しなければならない。この場合において、パソコンについては、特に慎重な管理に努めるものとする。
- 20 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、事務部門が実施するものとする。この場合において、事務部門は、研究者に対して、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行うものとする。
- 21 旅費の支払いに当たっては、コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等により、研究者が支払いに関与する必要のない仕組みを導入するものとする。
- 22 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する学部等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨するとともに、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進するよう努めるものとする。

#### （情報発信・共有化の推進）

- 第22条 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するのか否かを事前に相談できる体制が必要であることを考慮し、本学における研究費の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を経営本部学務部教育研究支援チーム及び監査室に設置する。
- 2 最高管理責任者は、相談窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取り組みに努めなければならない。

- 3 相談窓口は、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、研究者等間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じてモニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制の整備に努めなければならない。
- 4 本学の不正への取組に関する基本方針等の公表は、本学の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要であることを考慮し、最高管理責任者は、研究費の不正への取組に関する本学の方針等をホームページに掲載する方法により、外部に公表するものとする。この場合において、本学の方針等には、次の各号に掲げるものを含むものとする。
- (1) 学術研究に係る行動規範
  - (2) 研究費の管理・運営体制に関する事項
  - (3) 研究費の管理・運営に関するマニュアル等
  - (4) 不正防止計画
  - (5) 前項の相談窓口に関する事項
  - (6) 第24条の通報窓口に関する事項
  - (7) 処分（取引停止等の取扱いを含む。）に関する事項
  - (8) 本学における研究費の管理・運営に関する諸手続に関する事項
  - (9) この規程その他の研究費の管理・運営に関する規程

（モニタリング）

- 第23条 研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の直属の組織として、内部監査部門を置く。
- 2 内部監査部門は、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施するものとする。
- 3 内部監査部門は、次の各号に掲げる内部監査の区分に応じ、当該各号に定める部署等をもって充てる。
- (1) 経理的な側面に対する内部監査 経営本部業務部の職員のうちから最高管理責任者が指名する者の統括及び責任の下に、複数の組織から人員を確保して組織するチーム
  - (2) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査 防止計画推進部署
- 4 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施するとともに、研究費の管理体制の不備の検証を行わなければならない。
- 5 内部監査部門は、前項に加え、第19条第2項各号に掲げる事項を踏まえ、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施するものとする。
- 6 内部監査部門は、内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。
- 7 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、研究費の運営・管理の在り方等について、定期的に意見交換を行い改善に努めなければならない。
- 8 本学は、文部科学省が実施する次に掲げる調査（書面、面接、現地調査を含む。）について協力するものとする。
- (1) 履行状況調査
  - (2) 機動調査
  - (3) フォローアップ調査
  - (4) 特別調査
- 9 最高管理責任者は、内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、本学の運営を全体的な視点から考察できる人材を内部監査部門に配置するとともに、公認会計士等の専門的な知識を有する者を加えて内部監査の質的向上を図るものとする。
- 10 内部監査は、本学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、本学全体の見地に立った検証機能を果たさなければならない。この場合において、内部監査部門は、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かをその監査により確認するとともに、学内のルールそのものにも改善すべきことがないか検証し改善に努めなければならない。
- 11 リスクアプローチ監査には、次の方法による監査を含むものとする。
- (1) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿と照合するほか、出張の目的や概要について抜き打ちによりヒアリングを行う。

- (2) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
  - (3) 納品後の物品等の現物確認
  - (4) 取引業者の帳簿との突合
- 12 内部監査部門は、監査の質を一定に保つため、監査手順に関するマニュアルを作成し、隨時更新し関係者間で活用するものとする。
- 13 内部監査部門は、防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、監査報告の結果について、コンプライアンス教育の一環として、本学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底するものとする。
- 14 内部監査部門及び監事は、監査の効果を発揮できるよう、本学のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、本学のあらゆる組織と連携するとともに、不正に関する通報内容を把握し、本学内で適切な対応がとられているかを確認することに努めなければならない。

#### (通報・告発窓口の設置等)

第24条 本学における研究活動上の不正行為及び不正使用に関する通報・告発に対応するための窓口（以下「通報窓口」という。）を経営本部学務部教育研究支援チーム及び監査室に設置する。

2 通報窓口に職員を置き、経営本部学務部教育研究支援チーム及び監査室の職員をもって充てる。

#### (通報の受付)

第25条 何人も、研究活動上の不正行為及び不正使用を発見した場合又は不正行為及び不正使用があると思料する場合は、電話、FAX、電子メール、書面又は面談により、通報窓口に通報することができる。

- 2 本学の研究者等は、本学において、研究活動上の不正行為及び不正使用を発見したとき又は不正行為及び不正使用があると思料するときは、通報窓口に通報しなければならない。
- 3 前項までの規定による通報（以下「通報」という。）は、原則として研究活動上の不正行為及び不正使用を行ったとする研究者等の氏名、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を示していなければならない。
- 4 通報窓口の職員は、通報を受けたときは、速やかにコンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者に報告しなければならない。
- 5 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、前項の報告を受けたときは、通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を総括管理責任者及び最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該通報内容について通知するものとする。

#### (機密保持等)

第26条 通報窓口の職員は、通報内容及び通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。
- 3 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった職員等（以下「被通報者」という。）が通報内容及び調査内容について、関係者以外に漏洩しないよう秘密の保持を徹底しなければならない。

#### (通報者及び被通報者の保護)

第27条 総括管理責任者は、当該通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いがなされないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 職員等は通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 総括管理責任者は、当該通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

#### (調査の機関)

第28条 通報があった場合、原則として、本学が通報された事案に係る調査を行う。

- 2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行って研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。

#### (調査委員会の設置)

第29条 最高管理責任者は、第25条第5に基づき報告を受けたときは、通報窓口による通報の受付（以下「通報等の受付」という。）から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断し、これを決定するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。また、報道、会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。この場合において、最高管理責任者は、調査の要否を判断

するために予備調査を行うことができる。予備調査は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容に対する本調査における調査の可能性、その他必要と認める事項について、実施しなければならない。

- 2 前項の決定により、調査が必要と判断されたときは、最高管理責任者は、当該決定のあった日から30日以内に、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員を選任する。また、委員会を設置したときには、速やかに当該委員会の委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 最高管理責任者
  - (2) 総括管理責任者のうちから最高管理責任者が指名する者 1人
  - (3) コンプライアンス推進責任者のうちから最高管理責任者が指名する者 1人
  - (4) 外部有識者
- 4 委員長は、最高管理責任者をもって充てる。
- 5 委員会の総委員数の半数以上は、本学に属さない外部有識者をもって充てる委員でなければならない。
- 6 委員会の委員は、通報者又は被通報者と直接の利害関係を有しない、及び当該公的研究費の執行に直接関わらない者とする。
- 7 通報者又は被通報者は、委員会の委員について異議がある場合には、第2項中段の規定による通知があったときから14日以内に、最高管理責任者に対して、書面により異議申立てをすることができる。
- 8 前項の規定による異議申立てがあった場合において、最高管理責任者は、異議に理由があると認めるときは、委員を変更し、その旨を通報者及び被通報者に通知しなければならない。
- 9 第7項の規定による異議申し立てがあった場合において、最高管理責任者は、異議に理由がないと認めることは、これを棄却し、その旨を申立人に通知しなければならない。

#### （本調査の実施）

第30条 委員会は、その設置された日から30日以内に、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。この場合において、調査は、指摘された当該研究に係る論文等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等により研究費の不適切な使用に係る事案にあっては、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行う。

- 2 委員会は、当該調査対象となった研究に係るデータ、研究結果等の資料について、秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。
- 3 委員会の本調査に対して、通報者、被通報者その他当該通報等された事案に關係する者は、正当な理由がある場合を除いて、誠実に協力しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

#### （調査中における一時的執行停止）

第31条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

#### （認定）

第32条 委員会は、通報者からの説明を受けるとともに、当該調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定しなければならない。認定に当たっては、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 2 委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。その場合、保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート及び関係書類等の不存在等、本来存在るべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が示せないときも、同様とする。

#### （調査結果の報告）

- 第33条 委員会は、通報等の受付から150日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に報告しなければならない。また、通報者及び被通報者に通知する。
  - 3 最高管理責任者は、やむを得ない事由により期限までに調査が完了しない場合には、最終報告書の提出に代えて、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(不服申し立て)

第34条 通報者又は被通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対して、不服申し立てを行うことができる。

2 前項の不服申し立てがあった場合は、当該事案に係わる配分機関にその内容を報告しなければならない。

(再調査)

第35条 前条第1項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かの審査を委員会に行わせる。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足りる合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。これら不服申し立ての却下及び再調査の実施を決定した際は、配分機関にその内容を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、再調査を行う場合は、その内容を通報者及び被通報者に通知する。再調査を行わない場合は、その内容及び理由を不服申し立てを行った者に通知する。

3 再調査に当たって、最高管理責任者は新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加又は他の者に審査をさせるものとする。新たな委員は、第29条第5項及び第6項に準じて指名するとともに、第7項及び第8項に準じた手続きで行う。ただし、委員会の組織に変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

4 再調査は、再調査の開始から50日以内に完了しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この期間を延長することができる。

5 最高管理責任者は、再調査結果を配分機関に報告しなければならない。また、速やかに通報者及び被通報者に通知する。

6 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(調査結果の公表)

第36条 公的研究費の不正使用及び不正行為の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公開する。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用の概要
- (3) 不正使用に対して、本学が講じた措置の内容
- (4) 調査方法の概要
- (5) その他、最高管理責任者が必要と定めた事項

2 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることに合理的な理由があると認める場合は、非公表とすることができます。

(不正の事実がないと認定した場合の措置)

第37条 最高管理責任者は、不正の事実がないと認定したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 調査活動において委員会が講じた措置の解除
- (2) すべての調査関係者へ被通報者の研究活動が適正であることの通知
- (3) 被通報者の不利益発生防止策の実施及び名誉回復に係る措置
- (4) 被通報者の精神面を含めた支援の実施
- (5) その他必要な措置

2 最高管理責任者は、不正の事実がないと認定されたときについても、これをもって通報者に対して、不利益な取扱いを行ってはならない。

(研究費の使用中止)

第38条 最高管理責任者は、委員会において研究活動上の不正行為が行われたと認定した場合は、研究活動上の不正行為への関与が認定された者に対して、直ちに当該研究活動上の不正行為と認定された研究に係る研究費の使用中止を命ずる。

(懲戒処分等)

第39条 最高管理責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、名古屋芸術大学教育職員就業規則、その他関係諸規程に基づく懲戒処分及び告訴・告発等の措置を講ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項により懲戒処分等を課したときは、関係機関に対して遅滞なく処分内容等を通知し、ホームページにより遅滞なく処分内容等を公表しなければならない。
- 3 大学が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していないと、大学の管理責任を問われるとともに、さらに、不正を行った者の責任を追及できることになりかねないことを考慮し、各責任者の責任が十分果たされず、結果的に不正の発生を招いた場合には、名古屋芸術大学教育職員就業規則、その他関係諸規程に基づき懲戒処分等の措置を講ずるものとする。

(業者の取引停止)

第40条 最高管理責任者は、研究費の不正な取り引きに関与したと認定した業者に対して、取り引きを停止することができる。

(研究費の管理及び執行)

第41条 研究費は、本学において組織として管理するものとして、研究費に関し定められた指針等によるものほか、名古屋自由学院経理規則、その他関係諸規程に準拠して適正に執行するものとする。

(所掌部署)

第42条 この規程に定める研究活動上の不正行為の防止等に関する事務は、経営本部学務部教育研究支援チームにおいて処理する。

(その他)

第43条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、学長室会議の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、学長室会議の議を経て、学長が行う。

- 2 前項の改廃は、常任理事会に報告するものとする。

附 則（不正行為の防止等に係る具体的な体制の改正等）

- 1 この改正規程は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程の制定に伴い、名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（平成26年12月10日施行）は廃止する。

附 則（人間発達学部の名称変更に伴う改正）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第3条（研究者等の責務）、第27条（通報者の保護）第32条（認定）及び第35条（再調査）の改正等）

この改正規程は、令和4年9月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(様式1)

(元号) 年 月 日

## 誓 約 書

名古屋芸術大学長 様

(所属・職名)

(署名・捺印)

印

私は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」により、本学の規程等を遵守し、研究活動上の不正行為を行わないことを誓います。

規程等に違反し、不正を行った場合は、名古屋自由学院及び配分機関の処分並びに法的責任を負担いたします。

以上誓約いたします。

(様式 2)

令和　年　月　日

## 誓 約 書

名古屋芸術大学長 様

(署名・捺印)

印

私は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」により、名古屋自由学院の規程等を遵守し、不正行為に関与しないことを誓います。

また、内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力するとともに、関係者から不正な行為の依頼があった場合には通報し、規程等に違反し、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議が無いことを誓います。

以上誓約いたします。